

## 選挙区調査特別委員会 委員長報告案

(平成30年〇月〇〇日)

ご報告申し上げます。

本委員会は、設置以降〇〇回の委員会を開催し、県議会議員選挙における定数及び選挙区のあり方について、様々な観点からの委員間討議を重ねてまいりました。

この間、先の条例改正により定数及び選挙区が変更となった選挙区の市町長、議長等との意見交換や、地方議会の選挙制度に精通している有識者の参考人招致を行うとともに、電子アンケートシステム e-モニター等を利用し、直接、県民の皆さんから定数及び選挙区に係るご意見もお聴きいたしました。

これらを踏まえ、去る12月7日の委員会において、南部地域の課題解決のために、一票の格差が拡大する等のご批判は十分承知の上で、南部地域の定数を増加させる委員長案を提示いたしました。

しかしながら、選挙制度において何が優先されるべきかという政治家としての信条・信念が委員間討議におい

て鋭く対立し、これ以上議論を継続しても委員会としての合意を得るのは困難と判断せざるを得ない状況となり、去る12月21日の委員会において、次回県議会議員選挙における選挙区及び定数についての議論に終止符を打つことを断腸の思いでご提案し、委員各位のご了解を得たものであります。

委員会としての合意に至らないまま議論を終結したことは非常に残念ではありますが、選挙制度は民主主義の根幹であり、議会基本条例第6条の2においても「議会は、議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数について、県民意思等が的確に反映されるよう不断の見直しを行う」ことが謳われており、三重県議会はこれからも、県民の意思等が的確に反映されるよう、定数及び選挙区にかかる不断の見直しを継続していくことを県民の皆さんにお約束申し上げ、委員長報告といたします。

以上、御報告申し上げます。